

～平成22年9月13日(月)より院外処方がスタートします～

国の政策として厚生労働省は、「国民医療の資質向上を図る」ために医薬分業をすすめております。当院におきましてもこの趣旨をふまえ、医薬分業を実施し、全ての患者様におきまして「院外処方せん」を発行することになりました。

【医薬分業により患者さんが受けられるメリット】

- 保険薬局(処方せんを受付する薬局)を自由に選択できます(かかりつけ薬局を決めることをおすすめします)。
- 薬局で薬について十分な説明が受けられます。
- 患者さんの薬の履歴(薬歴)管理により、複数受診や他病院との薬の重複投与、健康食品との飲み合わせなどをチェック出来ます。
- 4日以内(処方せんの有効期間)であれば、ご都合の良いときに薬が受け取れます。

【院外処方で薬を受け取るまでのながれ】

- ①診察が終わりましたら、会計窓口にて会計を済ませ(薬代は含まれません)そこで「院外処方せん」をお受け取りください。
- ②「院外処方せん」を4日以内に保険薬局(処方せんを受付する薬局)にお持ちになって、会計(薬代)を済ませ、薬をお受け取りください。薬を受け取る際には、薬局の薬剤師が薬の名前や効能・効果・服用上の注意、保管の方法等を説明いたします。

※保険薬局に行く前に処方せんをFAXで送ることによって、薬局での待ち時間を軽減できます。

当院、待合ホールに「院外処方せん用FAX」を設置しておりますので、ご自由にお使い下さい。

【院外処方に関するQ & A】

Q 院外処方とは何ですか？

A

院外処方とは、国の政策として厚生労働省が進める医薬分業の制度にともない行われるものです。具体的には、受診した病院では薬を受け取らず、医師が院外処方箋を発行し、院外の保険薬局(処方せんを受付する薬局)の薬剤師が処方内容、薬の飲み合わせ等を再確認して薬を渡すシステムです。

Q すべて院外処方になるのですか？

A

夜間 日祭日を除き、原則としてすべての患者さんの薬が院外処方となります。ただし、保険適応上、院内でしか対応できないものは、例外的に院内処方となります。

Q 院外処方になると、個人の負担額が高くなる場合もありますが、反面、どのような利点がありますか？

A

病院では診察や検査などの分のお会計をして頂き、薬局では薬の会計をして頂くこととなります。確かに、院外処方せんにする事で患者さんの負担する金額が高くなる場合があります。これは、保険薬局(処方箋を受付する薬局)で薬をより安全に確実に服用してもらうために薬歴の記録や服薬指導が行われているからです。さらに他の病院で処方された薬や市販薬健康食品との飲みあわせなども薬局の薬剤師が、より専門的な立場でチェックする事によって、安心して薬を服用することが出来ます。また、薬の説明についても、ゆっくり時間を掛けて聞くことが出来ます。※ジェネリック医薬品に変更が可能なので、負担額が安くなる場合もあります。

Q どの薬局でも薬がもらえるのですか？

A

薬の販売だけをする薬局と、院外処方せんを受け付けて調剤する「保険薬局」があり、ご自宅や職場、病院の近くにある「保険薬局」で院外処方せんを受付しています。

Q 複数の薬局に行ってもいいのですか？

A

どの薬局を利用するか自由に選ぶことが出来ますが、いつも利用する薬局「かかりつけ薬局」を持つことで、薬をより安全に利用できます。「かかりつけ薬局」では、あなたの服用薬を記録した「薬歴簿」を作りますので、薬の重複投与や相互作用による副作用などの健康被害の未然防止が図られます。また、複数の薬局に院外処方せんを持って行くと、薬歴管理、服薬指導などの関係で支払うお金が余分にかかってしまうことがあります。

Q 一度薬局を決めたら変えられないのですか？

A

どの薬局を選ぶかはご本人の自由です。しかし何よりも、ご自分の薬を正しく管理してくれる「かかりつけ薬局」をお選びすることが大切です。

Q 薬を服用した後にトラブルが発生した場合はどうしたらよいですか？

A

薬を服用した後に、いつもと何か違うようなことが身体に起こった場合(薬の副作用の初期症状が自分の症状に当てはまる場合など)はすぐにかかりつけ薬局または病院にご連絡ください。また、いざという時のために、かかりつけ薬局の休日・夜間の緊急連絡先を聞いておいた方が安心です。

Q いつまでに薬局に行けばいいのですか？

A

院外処方せんの有効期間は、通常、発行日を含めて4日間となっています。なお、ご都合によりご本人がいけない場合には、代理の方が処方せんを持参して薬をもらうことも出来ます。